

Ⅲ. 成果内容

○要旨

1. 景観計画と文化的景観保存計画の対象範囲

1-1. 景観計画区域

景観計画区域の設定範囲については、自治体域全域を景観計画区域とする「全域設定型」か、一部を景観計画区域とする「限定設定型」か、また「重点区域」の有無とといった2つの視点から19事例を類型化することができる。

- (1) 全域設定型・重点区域あり
- (2) 全域設定型・重点区域なし
- (3) 限定設定型・重点区域あり
- (4) 限定設定型・重点区域なし

重要文化的景観の保護に留意して、景観計画区域の設定をおこなっているとみなせるのは、(1) (3) (4) のケースで、16事例が該当する。

1-2. 重要文化的景観の選定区域

(1) 重要文化的景観の選定区域面積と景観計画区域面積

自治体全域を景観計画区域としない「限定設定型」の自治体の場合、重要文化的景観を中心として、周辺を取り巻くように景観計画区域が設定されていることが窺える。

(2) 重要文化的景観の選定区域と景観計画区域との位置関係

重要文化的景観の選定区域が、景観計画による規制のない区域に直接面する場合、緩衝区域が設けられていない点で課題となることが考えられるが、10事例が該当箇所を有しており、うち9事例では、それが他自治体との境界ともなっている。

(3) 重要文化的景観の拡大パターン

重要文化的景観は、段階的に申出を行い、選定を受けていく場合が多いが、実績や文化的景観保存計画に記載されている拡大予定から、拡大のパターンが整理できる。

【コア拡大型】 11自治体が該当する。最も重要な地域、あるいは同意の得やすい地域を優先的に選定し、そこを中心に選定区域を広げていく戦略が窺える。

【点在結成型】 5自治体が該当する。自治体域内に点在する重要な地域、あるいは同意の得ることができた地域が点在している場合で、選考する区域の間を埋めるように選定区域を広げていき、最終的に広範な範囲を一体化する戦略となる。

【別選定型】 3自治体が該当する。このパターンでは、自治体域にある複数の文化的景観を別々の文化的景観保存計画によって価値付け、別に選定するものである。

2. 重要文化的景観における規制

2-1. 景観計画による規制

(1) 景観計画の規制による類型化

景観形成基準の内容に着目すると、重要文化的景観の選定区域内外で規制差を設け

る自治体が 11 あり、具体的表現で規制差設定を行う自治体が多いが、言い回しによる曖昧な規制差や、項目追加で規制強化を図る事例も見られた。

(2) 景観形成基準の内容

文化的景観保護の観点からの基準内容は限られており、文化的景観保存計画で価値つけた景観要素に対して、景観計画側で十分に考慮されていない点は課題であろう。

2-2. 文化的景観保存計画による規制

文化的景観保存計画において、文化的景観の「重要な構成要素」を特定することが 2008 年の制度改正により義務づけられたが、数種類が併存することとなった。「重要な構成要素」の特定に関し、届出の必要なものを特定することが義務付けられておらず、実質的な規制のない報告案件のみの特定で、制度が運用されるという課題がある。

3. 重要文化的景観における事業

重要文化的景観に関わる整備の実施実績は 13 自治体で 35 件である。

山都町下井出の残る土水路改修事業は、従来一般的に活用されてきた農林系の事業ではなく、費用・時間の観点からはマイナスであった文化的景観の事業として位置付け、用水路としての機能維持と景観保全とを両立させることのできた先進事例である。

4. 先行事例の実態

4-1. 滋賀県近江八幡市「近江八幡の水郷」

(1) 概要

「近江八幡の水郷」はヨシ地・水路・農地・集落・里山から成る文化的景観である。

(2) 文化的景観の重要な構成要素

近江八幡市では、重要な構成要素として 10 件を特定しており、これらは全て文化的景観の形成に「重要な家屋」として特定されており、全て単体建築物である。

(3) 行政内部の連携実態

近江八幡市では、文化財業務を行政部局へ移管させ、文化財行政全般を取り扱う地域文化課を設置していることが特徴的かつ先進的である。しかし、景観計画区域内における開発行為に関しては、近江八幡市建設部風景づくり推進室が窓口となり、一元化して運用を行っている状況である。

(4) 住民活動

白王地域で、米・野菜・酒などをブランド化することで積極的にアピールしたり、大阪の民間事業者と連携してグリーンツーリズムを実施したりしている。

4-2. 岩手県一関市「一関本寺の農村景観」

(1) 概要

「一関本寺の農村景観」は磐井川流域の河岸段丘に展開する農村地帯で、中世平泉の中尊寺経蔵別当領に関係する骨寺村荘園遺跡に起源を持ち、風土を踏まえた農耕と

居住の在り方を示す文化的景観である。一関市では景観計画区域を荘園絵図に描かれた範囲をもとに指定した。

(2) 文化的景観の重要な構成要素

一関市では、「重要な構成要素」として「石造物 114 件」、「史跡指定地以外の社殿 2 件」、「重要文化的景観を形成する重要な家屋（重要建物）128 件」特定しており、これらは全て文化的景観の形成に「重要な家屋」として特定されている。

(3) 行政内部の連携実態

一関市では、従来の文化財と同様に、重要文化的景観の管理については教育委員会が担当している。ただし、行政部局側に骨寺荘園室というものを設置し、そこが景観担当課、文化財担当課、農業担当課をつなぎ、横断的な情報の共有を可能としている。

(4) 住民活動

一関市では、いわいの里ガイドの会という組織が主体となって、重要文化的景観の選定区域内を巡るツアーが開催されている。

5. 都市部事例の実態

5-1. 京都府宇治市「宇治の文化的景観」

(1) 概要

「宇治の文化的景観」は、宇治川に代表される自然景観を骨格とし、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園により構成される茶業に関する文化的景観である。

(2) 文化的景観の重要な構成要素

宇治市では、「景観重要構成要素」として、第一次申出で、河川・道・橋・社寺など 13 種類 91 件を特定している（うち届出対象 10 件）。宇治市は都市部における初の重要文化的景観選定事例であるとともに、「重要な構成要素」の特定において、現状変更の際に届出を要する物件と、要しない（報告のみ）物件との両方を特定したこと、そして「街区」や「商店街」を特定し、面的な整備を計画している点が特筆される。

(3) 宇治市のまちづくり

宇治市では、「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」に基づいて、宇治川太閤堤跡を拠点とした観光施設建設等を目指した事業観光中心の面的な価値化と、個性的な整備を目指した文化的景観に関わる事業との 2 軸で進められている。歴史的風致維持向上計画も、この構想の実現化が主たる目的となっている。

(4) 価値付けと保護手法

「茶業」に関しては、都市部にて茶の生産から加工・販売までを一貫して行う点に価値を見出している。都市部で製茶している工場は既存不適格で何らかの処置を採らなければ、現状の形態を維持させることができない点、伝統的な製茶場は古く、現代の高品質化には付いていくことが難しい点が課題である。「町割り」については、街区として「重要な構成要素」の報告案件に特定しただけで実効的な規制がない点が課題

だが、今後、街区を守るために都市計画道路の見直しが検討されることになっている。

5-2. 石川県金沢市「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」

(1) 概要

「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」は、城下町の都市構造を現在にまで継承し、街路網や用水路網等が現在の都市景観に反映されるとともに、城下町の伝統と文化に基づく伝統工芸等の店舗が独特の界隈を生み文化的景観である。

(2) 文化的景観の重要な構成要素

重要な構成要素として具体的に特定された要素は143件である。このうち届出対象は「重要な家屋」13件で、これらは全て他制度による保全措置がとられている。

(3) 金沢市のまちづくり

1968年に「金沢市伝統環境保存条例」、1989年に「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」、1994年に「こまちなみ保存条例」、1996年に「金沢市用水保全条例」、1997年に「金沢市斜面緑地保全条例」、2002年に「金沢の歴史的文化遺産である寺社等の風景の保全に関する条例」、2005年に「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」を制定し、景観保全のまちづくりを展開してきた。

(4) 価値付けと保護手法

近世以来の都市構造については、建築物、用水、斜面緑地、寺社など様々な景観の構成要素が、「重要な構成要素」として特定され保護されている。143件の「重要な構成要素」のうち、届出が必要なのは「重要な家屋」13件のみであるが、町家、用水、斜面緑地など、他の多くも条例等により保全措置がとられている。ただし、「重要な構成要素」として特定した「街区」については、価値を見出したにも関わらず、具体的に保全措置をとるべき対象が特定できていない。また、藩政期に由来する伝統行事や伝統文化、工芸技術については、重要文化的景観の選定以前から、伝統行事・伝統文化・工芸技術に関する様々な奨励・助成・伝承・表彰等の事業が展開されている。

6. 広域連携事例の実態

6-1. 連携組織

四万十川流域5市町をつなぐ組織は、四万十川総合保全機構、四万十川財団、四万十川流域文化的景観連絡協議会があるが、他の2組織の事務局も務める四万十川財団が連携の要である。人的に県が関わる独立した組織が調整役となって全体を俯瞰し、流域全体に係る事業を展開することで、一元的なマネジメント体制が築かれている。

6-2. 計画・規制レベルでの連携

四万十川流域文化的景観連絡協議会での調整を通し、重要文化的景観の選定区域は、基本的に自治体境界において連続的に接続するように設定できている。四万十川条例をベースとした共通の規制が基本規制になっているが、それ以上の規制や支援については、各自自治体の戦略によって差が生まれている。

7. まとめ

(1) 区域設定について

多くの自治体が、重要文化的景観の保護に配慮した景観計画区域の設定をおこなっている。重要文化的景観の選定区域が他自治体に接する箇所があり、景観計画等で隣接自治体との連携が望まれる事例が約半数ある。重要文化的景観の選定は段階的に実施されており、既選定事例の多くで、今後、周辺を追加選定する動きがある。

(2) 規制について

景観計画においては、重要文化的景観の選定区域内において具体的に規制が強化される事例が多いが、曖昧な言い回しや項目追加に留まる事例もある。限られてはいるものの、文化的景観として特徴的な景観規制基準を設けている事例もある。

文化的景観保存計画においては、「重要な構成要素」の特定が義務付けられたが、報告でよいもの、届出対象のもの、さらに税制優遇までされるものが併存し、自治体によって特定状況にばらつきがある。また、保全措置のない報告案件が増えている。

(3) 事業について

これまでに 35 件の実績がある。重要文化的景観の選定区域内における公共事業の在り方について示唆的な事例として、農林サイドの補助事業から、文化的景観保護推進事業に変更して、文化的景観の保護に資する公共事業を実施した例がある。

(4) 先行事例（近江八幡市、一関市）について

文化的景観を構成する重要なものについては、届出対象とされる「重要な構成要素」あるいは「重要な家屋」として特定し、保護している。行政内部についても、文化的景観の保護行政のために機構改革を行い、連携体制や役割分担ができるよう試みている。住民活動も芽生え、文化的景観を活用したまちづくりの展開が期待される。

(5) 都市部事例（宇治市、金沢市）について

都市の文化的景観を構成する重要なものとして、計画的町割に価値づけをおこない、「街区」を「重要な構成要素」として特定したものの保全手法のない点が課題だが、都市計画道路の見直しなど、今後、保全に向けた動きが期待される。生業については、金沢市のように無形文化財的視点からの保護施策は展開されているが、宇治市のように、場所と生産形態の組み合わせを保護するのは、難しい状況にある。

(6) 広域連携事例（四万十川流域 5 市町）について

県が関与する組織が全体を俯瞰する調整役となり、各市町がフラットな関係の連携体制が築かれている。重要文化的景観の選定区域の接続やベースとなる規制内容の統一といった点で、これまで連携が図られてきた。また、保護や整備といった運用段階において差が生じてくる可能性がある。

○キーワード

文化的景観、文化財保護法、文化的景観保存計画、景観法、景観計画